## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

検察官坂本杢次の控訴の趣意は記録編綴の控訴趣意書記載のとおりであるから、 ここにこれを引用する。

論旨は要するに、本件の適用法令である昭和二五年政令第三四三号公益事業令は、いわゆるポツダム政令であつて、その効力は占領期間中に限られ占領終了の時には失効することに当初から宿命付けられたいわば不確定期限付の占領法規であるから、いわゆる限時法に属することが明らかであり、従つてその失効後も行為当時の同令を適用して処断すべきものである。なお、同令が一旦失効となつたのは、違反行為に対する法律的評価ないし法律感情に変更があつて処罰価値がなくなつたとされたためではないのであるから、本件は刑事訴訟法第三三七条第二号の「犯罪後の法令により刑が廃止されたとき」には当らない。待つて原判決が被告人に対し免訴の言渡をしたのは法令の解釈適用を誤つた違法があるというのである。

〈要旨〉さて、公益事業令は果して所論のように限時法と認むべきものであつたであろうか。いわゆる限時法につい〈/要旨〉では現行法上何等の明文規定も存せず、学のままた区々に分れて定説というべきものはない状態である。なるほど同令は前記のようにポツダム政令として制定されたとは言え、これをその実質について見るは、従来の電気事業法及び瓦斯事業法の両法律に代わるべきものであつて、単に合いたののように占領期間中の一時的臨時的な性格を有するに過ぎない占領法規を目のおいことは、同令は公共の福祉を増進をしてのおり、その公布施行と同時に右両法律が廃止せられたものであり、その公布施行と同時に右両法律が廃止せられたもしても明定を以て一定期間これを法律化すると共に法律としても明経過後ではあつたが昭和二七年一二月二七日に至り前記のように法律に関いても明らかなところである。

次に公益事業令は前に説明した様に法律第八一号によつて同法施行の日から起算して一八〇日間法律として効力を有するに至りその期間の経過とともに失効したのではあるが、右のように一八〇日の期間が定められたのは所謂ポツダム命令との変えは存続に関する措置の第一段として効力を生ぜしめる手続をとつたのとのであり、であっため一時失効するに至つたものであり、従つての期間に公益事業令を法律として効力を生ぜしめる手続をとのたのとがあるに美力を生せしむる意図がなかつたものであり、従つて同令に関して失効の期間が予め明示されていたため訴訟遅延によって利罰を免れる工作を令はなかったものといわねばならない。なお、その後の法律において公益事業令とはなかったものといわねばならない。なお、その後の法律において公益事業令によりの事実を綜合して考えると、如何なる方面から見るも公益事業令での、以上の事実を綜合して考えると、如何なる方面から見るも公益事業令での、はできない。

そして刑法第六条は「犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ変更アリタルトキハ其軽キモノヲ 適用ス」と規定し、刑事訴訟法第三三七条第二号は「犯罪後の法令により刑が廃止されたときは免訴の言渡をすべき」ことを定め、更に同法第三八三条第二号第三九 七条第四一一条第五号によれば「判決があつた後に刑の廃止若しくは変更があつた ときは原判決を破棄すべき」ことを定めている。そして右刑法第六条にいわゆる 「犯罪後ノ法律二因リ刑ノ変更アリタルトキ」とは、犯罪(行為)の時から判決の 時に至るまでに刑を規定したところの法令に変更があつたときは最も軽い法令を適用するとの趣旨であると解すべく、なお、行為時法と裁判時法との間に中間時法があるときは、これをも比照すべきものであることも異論のないところである。 そして右刑法と刑事訴訟法の規定を統一的に解釈するときは、刑の廃止とは刑を

規定していた法令の廃止(失効を含む)を意味し、且つ刑の廃止は前記刑法第六条 にいわゆる刑の変更の軽い極限にあたるものと解し得るから、従つて又同条にいわ ゆる刑の変更の中には狭義の刑の変更と刑の廃止の場合の双方を含むものと解すべ く、かくして刑罰法令が廃止若しくは失効したときは、実体面においては刑法第六条により手続面においては刑事訴訟法第三三七条第二号により免訴が言渡されるも のと解するのを相当とする。然るときは本件は、行為時法と裁判時法との間に軽い 極限の中間時法ともいうべき刑の廃止があつた場合にあたるから、これに対し免訴 の言渡を為すべきことは当然とするところであるといわねばならない。(このこと は、若し判矢が前記失効中の空白期間である昭和二七年一〇月二五日より同年一 月二六日までの間に為されたとすれば一層明白なところであろう。)この点に関し 所論は、同令が一時失効(廃止)となったのは、違反行為に対する法律的評価ない し法律感情に変更があつたがためではないのであるから、本件は刑事訴訟法第三三 七条第二号にいわゆる刑が廃止された場合には当らないと主張するのであり、本件 の場合において違反行為に対する法律的評価ないし法律感情の変更がなかつた事は 認められるけれども、この様な理由で特に被告人の利益のため設けられた前記刑法 並びに刑事訴訟法の明文の規定を排除することは許されないところであるというべ であって、明文の規定を持続することができない。そもそも本件のような現象を生ずるに至ったのは結局立法者側の手違いによるところであるといわねばならないのであって、明文の規定なくして濫りに被告人の不利益に解することの許されないことは今更いうまでもないところである。 従って原判決が被告人に対し免訴を言渡したのは相当であって、原判決には所論

のような法令適用の誤はない。論旨は理由がない。

よつて刑事訴訟法第三九六条に従い主文のとおり判決する。 (裁判長判事 伏見正保 判事 尾坂貞治 判事 村木友市)